

## 敦賀市クレジットカード決済導入業務仕様書

### 1 業務名

敦賀市クレジットカード決済導入業務

### 2 目的

業務効率化や経費削減を図るため、本市の対象部局における公金の支出の一部においてクレジットカード決済を導入する。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

### 4 クレジットカード決済について

#### (1) 対象経費

- ① 電気、ガス及び電話(携帯電話を含む)に係る料金
- ② NHK 受信料
- ③ 運送料
- ④ 旅費
- ⑤ その他、クレジットカードを用いないと契約できない小口の支払 等

#### (2) 調達するクレジットカードの要件

##### ① クレジットカードの種別

ア パーチェシングカード(プラスチックカード不発行)が可能であり、市が必要と認めた場合は、プラスチックカードの発行も可能であること。

イ カード名義は、所属名など任意で設定できること。

ウ 追加費用が発生することなく、カード番号及びプラスチックカードを追加できること。

エ 所属別又は部局別にクレジットカード決済ができること。

オ 利用可能なブランドには、Mastercard、Visa、JCB のいずれかを含むものとする。

カ 利用可能枠については、市と協議の上で決定すること。

キ クレジットカード決済により、ポイントが発生しないものであること。

##### ② 対象所属

本庁及び出先機関を含め最大95所属を想定

### (3) クレジットカード決済に関する利用明細及び請求

#### ① 利用明細書及び請求書の作成

受注者は、原則として WEB システム等を通じて利用明細書及び請求書を発行し、取引内容を確認できるようにすること。利用明細書には「取引日」、「取引先」及び「取引金額」を記載すること。なお、やむを得ない事由により紙媒体での発行が必要となる場合の手続き等については、別途協議のうえ定めるものとする。

#### ② クレジットカード利用料金の支払

原則として、締め日は毎月末日とし、締め日の翌月 15 日までに請求を行い、締め日の翌月末を支払期日とすること。なお、クレジットカード利用料金の支払方法は銀行振込とし、請求書に振込先の口座情報を記載すること。

## 5 契約額

本契約に係る初期費用、カード発行手数料及び年会費は一切生じないものとする。

## 6 特記事項

### (1) クレジットカード導入に向けた提案

- ① 受注者は、国・地方公共団体(都道府県、市町村)における実績(導入又は運用等)を有し、市のクレジットカード決済の導入について、適切なサポートを行うものとする。
- ② カード情報管理及びセキュリティ対策を適正に行い、かつ障害発生時のサポート体制を明らかにすること。
- ③ 市は本契約の効果を常に検証し、業務効率化の実現に向けて、契約内容の見直し及び改善策の検討を行うものとし、受注者は必要に応じて市に情報を提供するものとする。
- ④ 本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、市及び受注者双方の協議の上、決定すること。

### (2) 業務効率化に向けた提案

- ① パーチェンニングカードを活用した自社ならではの業務効率化の提案を行うこと。
- ② カード導入・活用にあたって留意すべき点について、提案を行うこと。

具体的には次の提案を行うこと。

ア これまで国・地方公共団体(都道府県、市町村)の実績から地方公共団体のカー

ド導入・運用の課題をどう把握しているか。

イ その課題を解決するために必要な取組み、カードの活用は何か。

ウ カード活用に伴う事業予算の管理の方法を盛り込むこと。

エ カード加盟店の実質的な手数料負担を軽減するための、具体的な対策や提案を行うこと。

オ その他対象費目拡大などカード導入活用により業務効率化につながると思われる企画提案を行うこと。

カ 業務効率化の提案により予算要求が必要となる場合は改めて協議を行うこと。